

「おおさか地域活性化ファンド」活用促進に関する協定書

大阪府（以下、「甲」という。）、大阪信用金庫（以下、「乙」という。）及び株式会社ABAKAM（以下、「丙」という。）は、乙及び丙が組成する「おおさか地域活性化ファンド」（以下、「地域活性化ファンド」という。）の活用促進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携して「地域活性化ファンド」の活用促進に取り組むことにより、大阪府内における行政課題や地域課題の解決により地域活性化に繋がるビジネス（以下、「地域活性化ビジネス」という。）の成長や創業者の育成を支援し、産業化を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の各号について連携及び協力して取り組むものとする。

- 一 地域活性化ビジネスを促進するためのセミナー等を開催すること
- 二 「地域活性化ファンド」の活用を促進するため、産業支援機関と広く連携すること
- 三 「地域活性化ファンド」の投資先に対し、実証フィールドの提供、技術パートナーの紹介など、広く支援者を呼び込み、成長支援を行うこと
- 四 「地域活性化ファンド」に関する支援ノウハウ及び対象先となる企業の情報交換を行うこと
- 五 本協定の目的を達成するために定期的な協議を行うこと

（守秘義務等）

第3条 甲、乙及び丙は、既に公知となっている情報を除き、本協定書に基づく連携において知り得た情報を連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承認なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続を行うものとする。

3 本協定の有効期間満了後も前々項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが協定書の内容について変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要があれば変更を行うものとする。

(他のファンドとの関係)

第6条 甲は類似目的のファンドやそのファンドの出資者から連携の申し出があった場合には、本協定に準じて連携に関する協定を締結することができるものとする。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲、乙及び丙いずれかからも書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、「地域活性化ファンド」の存続期間満了又は解散があった場合は、その日をもって終了とする。

2 甲、乙及び丙のいずれかがこの協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1カ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(反社会的勢力への基本的対応)

第8条 甲、乙及び丙は、「地域活性化ファンド」に対する反社会的勢力の関りを防ぐため、連携して取り組んだ企業等について、反社会的勢力に係る情報を入手した場合には、可能な範囲で相互に情報を共有し、乙及び丙は、早期の関係解消に向けて協議するものとする。

(事業に関する責任)

第9条 「地域活性化ファンド」の事業に関わる全ての責任は、乙及び丙が負うものとする。

(疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するために、本通3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 大阪府
大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪府大阪市天王寺区上本町8丁目9番14号
大阪信用金庫
理事長 高井 嘉津義

丙 兵庫県神戸市灘区篠原中町4丁目2番6号
株式会社ABAKAM
代表取締役 松本 直人